

生活福祉資金貸付制度 ご案内

制度を利用するにあたって	2
総合支援資金	4
失業等によってお困りの方へ	
福祉資金	6
一時的に必要な経費でお困りの方へ	
教育支援資金	8
教育資金が必要な方へ	
不動産担保型生活資金	

社会福祉法人
京都府社会福祉協議会

1 貸付制度の目的

- ① 目的** 所得が少ない世帯、障害者、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。
- ② 貸付の対象となる世帯** 資金の貸付け対象となる世帯は、次の世帯です。ただし、資金種類ごとに異なる場合があります。
- **低所得世帯**
生活保護基準の1.8倍以内の所得が低い世帯で、他の制度で資金を借り受けることが困難な世帯
 - **障害者世帯**
次の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯
 - ・「身体障害者手帳」の交付を受けた方の属する世帯
 - ・「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方の属する世帯
(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む。)
 - **高齢者世帯**
(福祉資金)；日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者に属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯
(不動産担保型生活資金)；原則として、65歳以上の高齢者に属する世帯で、生活保護基準の1.8倍以内の所得水準で、平均余命期間中、貸付金により生活保護水準以上の収入が見込まれる世帯
 - **生活保護世帯の借入申込**
福祉事務所長または府広域振興局保健所長が特に必要と認めている場合に限り。また、原則として生活保護費以外の収入が必要です。
 - **外国人の借入申込**
次のいずれの条件にも該当する場合であることが必要です。
 - ①外国人登録が行われていること。(特別永住者、永住者、定住者等)
 - ②現在地に6ヵ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。
 - **破産・民事再生など債務整理を行っている方の借入申込**
破産、民事再生など債務整理の手続き中の方、その予定のある方は貸付けできません。
破産後の免責が決定していない方は貸付できません。ただし、破産免責が決定している場合は、貸付けの対象となりますので「免責決定」の証明の写しを添付してください。
破産免責決定を受けてから1年未満の方、民事再生計画や債務整理計画に基づく返済義務のある方は、連帯借受人または連帯保証人を立てていただくことを貸付条件とする場合があります。

※次の方(世帯)には貸付できません。申込内容の審査を行います。審査結果の理由は一切回答いたしません。

- 資金の利用目的があいまいであったり、健全性が疑わしい申込の方。
- 償還時に、少なくとも生活保護水準を維持できるだけの収入、見込みが立てられない方
- 多額の負債を抱えており返済の見通しが無い方、多額の預貯金を有し自己資金によりねん出ができる方
- 京都府及び全国の社会福祉協議会が行う生活福祉資金、離職者支援資金、その他貸付事業の連帯保証人になられている方。
- 京都府及び全国の社会福祉協議会が行う生活福祉資金、離職者支援資金、その他貸付事業の貸付金を借入れて滞納している世帯、また、多額の負債を抱える方。
- 暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号)が属する世帯。

2 民生委員の相談支援

資金の借入申込の際、地区担当の民生委員の面接を受けていただきます。民生委員は世帯の生活状況を聴きとり、市区町村社会福祉協議会(以下、「市区町村社協」または「窓口」という)を通じて貸主(債権者)となる京都府社会福祉協議会(以下、「京都府社協」という)に調査意見書を作成し提出します。
また、貸付決定後、全ての償還(返済)が終わるまでの間、地区担当の民生委員が借受世帯の生活全般にわたる相談支援を行います。(ただし、総合支援資金の場合、民生委員による支援が省略される場合があります。)

3 個人情報の取扱い

貸付・償還の状況について把握し、制度利用される方への相談・支援などを行うことを目的として、個人情報を取得、利用、保有します。また、個人情報を必要な範囲で、第三者である関係機関に提供し、取得・共有することがあります。

4 申し込みの方法・手続き

- 1 申込相談窓口** 担当の民生委員やお住まいの市区町村社協となりますのでお気軽にご相談ください。
※転宅資金の借入を希望する場合は、転宅先の住所地の市区町村社協にご相談ください。
- 2 申込に必要な書類**
- ①借入申込書
 - ②収入があることを証明する書類
借入申込者及び申込世帯全員、連帯借入申込者、連帯保証申込者に収入があることを証明する書類が必要です。
◇年間総収入（一時金等を含む）、府・市町村民税、所得税、社会保険料が記載されている次のいずれかの書類
 - ・雇用主発行の「源泉徴収票」
 - ・市町村長発行の「府・市町村民税課税証明書」
 - ・雇用主発行の「給与証明書」（所定用紙）
 ◇自営業の場合は、「確定申告書」「収支内訳表」も添付していただけます。
◇直近3ヵ月間の給与明細書の写しがある場合、上記に代えて提出いただけることがあります。
 - ③借入申込者・連帯借入申込者・連帯保証申込者が外国人の場合は、在留カードまたは特別永住者の写し、外国人登録済み証明書の添付が必要となります。
 - ④申込資金の種類、資金使途、世帯の状況により、追加の添付書類が必要となる場合があります。
 - ⑤申込に必要な証明書の取得手数料、届出郵送料、交通費等は全て借入申込者の負担となります。
- 3 連帯保証人**
- ①連帯保証人が、原則として1名必要になります。連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人がいない場合は、貸付金に対して1.5%の貸付利子がかかります（教育支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金はこの限りではありません）。
 - ②連帯保証人は原則として京都府内に居住し、65歳以下で、かつ借受世帯の生活の自立と安定のための支援と協力を熱意を有するものとします。また、連帯責任を負うに足る資産・収入を確認するため、連帯保証人の収入があることを証明する書類を添付していただくことが必要となります。
ただし、連帯保証人が京都府外に居住する場合は、窓口でご相談ください。
 - ③本資金の借受人や生活保護受給者は連帯保証人になれません。
- 4 借入申込書の記入** 「借入申込書」は、借入申込者、連帯借入申込者、連帯保証申込者のそれぞれの自筆による署名・捺印が必要です。特に、教育支援資金においては、進学のために借りる費用であり償還の義務があることを就学者自身に明確に自覚していただくことが必要です。
- 5 申込・契約に用いる氏名** 貸付契約に関係する一切の書類は、印鑑登録証明書に記載されている本名を記載いただきます。郵便などで通称名の使用を希望されるときは、本名記載の右側にカッコ内に記載していただきます。
- 6 氏名の変更** 最近1年以内に氏名を変更しているときは、戸籍謄本、除籍謄本等の提出を求める場合があります。

5 貸付の決定と送金

- 1 貸付決定後の手続き** 京都府社協会長が、資金の貸付けを決定したときは、市区町村社協（担当民生委員）を通じて、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に通知します。
- 2 借用書の記入**
- ①印鑑登録証明書（直近、3ヵ月以内）、ご本人であることを確認できる写真付き公的書類（運転免許証、住基カード、学生証等の原本及び写し）をご持参の上、市区町村社協までお越しください。
 - ②市区町村社協職員の面前にて、借用書に借受人、連帯借受人及び連帯保証人の自筆署名と実印により押印いただきます。
- 3 貸付金の送金** 市区町村社協より京都府社協に借用書等が到着してから概ね3営業日後に、京都府社協から借受人口座へ直接送金します。予めご記入いただいた「生活福祉資金貸付金振込口座申請書」により、原則として京都銀行に開設された本人名義の口座に振り込みます。
なお、支払先業者等の口座に送金することに同意いただくことを貸付条件とすることがあります。
- 4 貸付金送金後の使途報告** 住宅増改築、自動車購入、生業、転宅経費（家財購入を含む場合）、生活再建のための貸付資金は、資金使途の確認のため、領収書、写真、車検証等の写しを提出していただきます。

失業等によってお困りの方へ

貸付対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、2Pの記載条件および下記の全ての条件に該当する世帯

- ①失業や収入の減少により生計の維持が困難となった低所得世帯であること
- ②就労（または増収）することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く（または増収に向けて）努力をしていること
- ③実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ④原則として、離職の日から2年を超えていないこと
- ⑤雇用保険の一般被保険者であった者にかかる失業等給付を受給中（給付制限中も含む）ではないこと。（受給者がいる世帯を含む）
- ⑥資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ⑦現に住居を有していること、または市町村が実施する住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑧実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑨失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金などの他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費をまかなうことができないこと

※貸付対象とならない場合（2Pの記載のほか、総合支援資金特有の具体例）

- 借入申込前に、定職を有していなかった方
- 再就職への意欲があまりない方や病気療養中等により求職活動を行うことが困難な方
- 現在、離職者支援資金を借受けている方
- 職業訓練受講給付金等の給付を受けている方
- 雇用保険一般求職者給付受給中、制限中、受給資格のある方
- 日雇労働被保険者手帳（雇用保険法第44条）、日雇特例被保険者手帳（健康保険法第69条の9）を保有している方
- 年金を受給中の方、申請中の方
- 生活保護世帯の世帯員の方
- 現に、世帯合計収入が生活保護水準の1.8倍を超えている方

資金の種類

生活支援費：生活再建までの間の生活資金をお貸しします。

- 就職活動、生活状況等の定期的な報告・相談、書類提出が必要です。

住宅入居費：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費をお貸しします。

- 原則として、貸付対象⑦の住宅手当を申請している場合に限りです。
- 住居のない離職者であつて、住宅手当が支給されるまでの生活費については、臨時特例つなぎ資金が申請できます。

一時生活再建費：生活再建に必要な一時的な費用をお貸しします。

- (例)・生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、家具什器費
- ・住宅手当を併せて申請している場合の家具什器費等
 - ・退去勧告がある場合の家賃、公共料金滞納（税・社会保険料は除外）。この場合、失業や減収に至った事情が原因のものに限りです。

貸付限度額

生活支援費：月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）

- 貸付月額の算定は、原則として直近3ヵ月（離職した場合は、離職前直近3ヵ月）の平均月収を限度とします。ただし、その上限は月額20万円もしくは、生活保護基準の1.8倍のいずれか低い方の金額とします。
- 世帯に収入がある場合は、貸付金額の算定の上で差引きます。
- 貸付期間は当初6ヵ月以内（貸付期間の延長が必要な方は3ヵ月以内の範囲で増額申請できます【要審査】。貸付期間は合計して12ヵ月以内まで）

住宅入居費：40万円以内

一時生活再建費：60万円以内

- 家具什器費は、単身世帯は35万円以内、複数世帯は50万円以内です。

据置期間

いずれの資金も3ヵ月以内

貸付金の利率

いずれの資金も以下ようになります。

- 連帯保証人を立てる方：無利子
- 連帯保証人がいない方：年1.5%

※連帯保証人についての詳細な条件は、3Pの「申し込みの方法・手続き」参照

貸付金の償還

- 生活支援費：据置期間経過後10年以内
- 住宅入居費：据置期間経過後3年以内
- 一時生活再建費：据置期間経過後5年以内

申込に必要な書類

借入申込みをされる方は、下欄の「事項」ごとにその右に示すいずれかの書類をそろえてください。同じ書類が重複する場合は1部で結構です。

ただし、京都府社協が必要と判断したときは、さらに下欄以外の書類等の追加提出をお願いすることがありますので、ご了承くださいませよう願いたします。

添付する書類をお持ちでない場合は、窓口でご相談ください。

資金の種類	必要書類
生活支援費	<ul style="list-style-type: none"> ①借入申込書 ②運転免許証又は健康保険証の写し（※） ③世帯全員の住民票（直近1ヵ月以内のもの）（※） ④連帯保証人に収入があることを証明する書類 ⑤求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書（※） （就職による収入増等、世帯の自立が見込まれる計画であることが必要です。） ⑥他の公的給付・公的貸付について、その利用又は申請の状況がわかる書類 ⑦離職又は世帯収入が減少していることを証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・離職中であることを証明する書類（例示） 離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、退職辞令、離職前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証、個人事業の廃業届等 ・世帯収入が減少していることを証明する書類（例示） 世帯員の離職票又は退職辞令（勤務先の代表者印が押印されているもの）、直近6ヵ月の給与明細等 ⑧（離職中の場合）ハローワークカード（求職受付票） ※ただし、住宅手当の申請を行っている場合には、③（世帯全員の住民票）についてはコピーの提出で結構です。
住宅入居費	<p>生活支援費の必要書類①～⑧のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸主又は貸主から委任を受けた事業者と締結した不動産賃貸契約の契約書の写し （契約が住宅入居費の借入申込後にしか締結できない場合には、締結後に速やかに市区町村社協に提出してください。） ②住宅手当の申請時に不動産業者等から交付された「入居住宅に関する状況通知書」の写し ③住宅手当の申請時に住宅手当の実施主体から提出された「住宅手当支給対象者証明書」の写し ④貸主又は貸主から委任を受けた事業者へ貸付金を直接交付することへの同意書
一時生活再建費	<p>生活支援費の必要書類①～⑧のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①必要な経費に係る請求書又は見積書その他、京都府社協が必要と認める書類

貸付金の送金

- 住宅入居費は不動産仲介業者の口座に直接振り込むことになります。
- 生活支援費は、1ヵ月毎に送金します。（前倒による送金などはいたしません）
- 臨時特例つなぎ資金を借受けている方が償還金を滞納した場合は、本資金の貸付を停止します。

貸付決定後の報告

- 一時生活再建費を借受けて購入した費用の領収書をすみやかに提出いただきます。領収書のご提出をいただけないときは、生活支援費の貸付ができないことがあります。
- アルバイトや正規職員など就職が決定したときはすみやかに窓口まで報告いただきます。

一時的に必要な経費でお困りの方へ

福祉資金
のご案内

貸付対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、資金の貸付と民生委員による相談支援を受けることにより、生活の自立と安定を目指す世帯（資金用途により、対象世帯が限定される場合があります。）
なお、総合支援資金の借受世帯は、福祉資金の貸付はできません。

資金の種類

● **福祉費**…次のような用途で資金が必要な場合にご利用いただけます。（詳細は10・11P参照）

- ① **生業を営むために必要な経費（生業）**
◇事業を営むための設備・機械器具の購入・整備費用、補修・改良・拡充のための費用、商品の仕入れの初期費用など（明らかに食事の提供が主目的でなければ、風俗営業は対象外です。）
◇他制度の優先活用、自己資金の準備などの貸付条件があります。窓口でご相談ください。
◇株式会社、NPOなどの法人、組合が行う事業・活動への貸付は行いません。
- ② **技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能習得）**
◇授業料、入学金、定期代など、技能習得期間中の生活費（直前までの収入証明が必要）
◇仕事をするうえで必要な免許を取得する経費（雇用・内定先において免許の必要性の証明が必要）
- ③ **住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（住宅）**
◇天災による被害防止のための住宅補強、バリアフリー改修、積雪時の雪下ろしの費用など
- ④ **福祉用具等の購入に必要な経費（福祉用具購入）**
◇オプチスコープ、油圧式リフト、電動式ギャッジベッド、障害者用コミュニケーション機器など
- ⑤ **障害者用自動車の購入に必要な経費（障害者自動車購入）**
◇購入車種の排気量、価格、グレードなどの購入車種の制限があります。買替えの場合、8年以上経過していることが必要です。その他、貸付条件がありますので窓口でご相談ください。
◇障害のある方の通勤、通院、社会参加の目的で使用される場合に限りです。
- ⑥ **中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費（中国残留邦人年金追納）**
- ⑦ **負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生活費（療養）**
◇医療費の自己負担額、オムツ代、クリーニング代、通院にかかる費用など
◇療養期間中の生活費（ただし、療養期間後の生活収入確保などの見通しが必要です）
- ⑧ **介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生活費（介護等）**
◇介護サービスや障害福祉サービス等の自己負担費用、介護保険料、償還払いサービスの利用料、施設サービス利用時の食事標準負担額など
◇介護サービス期間中の生活費（ただし、貸付後の生活収入確保などの見通しが必要です）
- ⑨ **災害を受けたことにより臨時に必要な経費（災害援護）**
◇被災した住宅の復旧及び家財の購入、田畑、工場、倉庫などの復旧に必要な臨時的費用
- ⑩ **冠婚葬祭に必要な経費（冠婚葬祭）**
◇結婚・出産及び葬祭に必要な経費
◇出産一時金の支給を受けるなど他制度の活用を求めることがあります。
- ⑪ **住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費（転宅）**
◇引越し運送費、敷金、権利金、礼金、仲介手数料、水道又は下水排水路等の整備など
◇転居に伴い電化製品・家財などを購入した場合、すみやかに領収書の提出をいただきます。
- ⑫ **就職の支度に必要な経費（支度）**
◇就職に際し、スーツやカバンなどの被服費用、初回通勤定期代、住居にかかる費用など
- ⑬ **その他、日常生活上一時的に必要な経費（一般福祉）**
◇冬期の暖房用燃料の一括購入、冷暖房器具の購入、修学旅行費、帰省費用、年金の後納・滞納掛金、家主などから強制退去が求められている場合の滞納家賃相当額（9ヵ月限度）など

● **緊急小口資金**…緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金をお貸しします。

- ① 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- ② 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- ③ 火災等被災によって生活費が必要なとき

貸付限度額

福祉費：資金の種類によって異なります。10・11Pの「生活福祉資金貸付条件等一覧」をご参照ください。

緊急小口資金：10万円以内

据置期間

福祉費：3ヵ月以内

緊急小口資金：2ヵ月以内

貸付金の利率

福祉費：○連帯保証人を立てる方 **無利子**
 ○連帯保証人がいない方 **年 1.5%**

※連帯保証人についての詳細な条件は、3Pの「申し込みの方法・手続き」参照

緊急小口資金：無利子

貸付金の償還

福祉費：資金の種類によって異なります。10・11Pの「貸付条件等一覧」参照

緊急小口資金：据置期間経過後8ヵ月以内で償還していただきます。

申込に必要な書類

借入申込みをされる方は、下欄の「事項」ごとにその右に示すいずれかの書類をそろえてください。同じ書類が重複する場合は1部で結構です。

ただし、京都府社協が必要と判断したときは、さらに下欄以外の書類等の追加提出をお願いすることがありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

添付する書類をお持ちでない場合は、窓口でご相談ください。

○世帯状況別の必要書類

全申込者共通	証明書等	借入申込者世帯全員の収入証明、連帯借入及び連帯保証申込者の収入証明等 (例) 雇用主発行の「源泉徴収票」、市町村発行の「府・市町村民税課税証明書」
	意見書等	民生委員調査意見書等
保護世帯	意見書等	府広域振興局保健所長又は福祉事務所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書などの窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

○資金種類別の必要書類

福祉費	① 生業	見積書等	事業計画書(所定用紙)、経費見積書/機械器具、設備品、資材・商品仕入、自動車等の購入に関する見積書、カタログ・パンフレット等
		許可書等	運転免許書(写)、はり・きゅう・マッサージ業の免許証(写)、営業許可証(写)、飲食業の営業許可受理証明書(写)、軽車両運送業届出書、自動車保管場所確認書(新規購入)等
		契約書等	保証金に関する業者委託契約書、店舗・事業所等の借用契約書、所有者の承諾書、補修・改造確認書、賃貸契約書、業者指定委託契約書等
	② 技能習得	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書(写)/自動車教習所入所申込受付書、雇用・内定先の運転免許が必要であることを証明
		見積書等	必要経費の見積書等(学校発行パンフレット等必要経費が明らかなもの)
	③ 住宅	見積書等	住宅計画書(所定用紙)、工事費見積書(相見積)、見取図(平面、立面)
		写真等	補修・改築・増築部分と住宅全体像の写真等
		承諾書等	借地・借家の場合は、地主・家主の承諾書等
	④ 福祉用具購入	見積書等	機能回復訓練器具、用具等の見積書等
	⑤ 障害者自動車購入	証明書等	運転免許証(写)、購入見積書(相見積)、自動車保管場所確認書(新規購入)、自動車検査証(買い替え)、医師等専門家の意見書等
	⑥ 中国残留邦人年金追納	通知書等	特例措置対象該当通知書、追納保険料納付書
	⑦ 療養	証明書等	診断並びに所要経費見込書(所定用紙)
	⑧ 介護等	通知書等	サービス利用票、サービス利用票別表、保険料納付、福祉用具購入費、住宅改修費経費見積書、市町村又は介護支援専門員の事前確認書(所定用紙)、障害福祉サービス等受給のための指定業者の請求書、償還払い立替経費見積書
⑨ 災害援護	証明書等	官公署が発行する被災証明書、罹災証明書	
	見積書等	必要経費の見積書等	
⑩ 冠婚葬祭	証明書等	婚姻の証明(挙式会場の予約証明書、結婚後の住民票)、出産証明(母子手帳(写)、死亡診断者又は確認書(民生委員)等)	
	見積書等	必要経費の見積書等(挙式費用、葬儀費用の見積書等)	
⑪ 転宅	見積書等	必要経費の見積書等(契約金・家賃等の見積書、運送費の見積書等)	
	契約書等	賃貸契約書(写)、賃貸契約にかかる重要事項説明書	
⑫ 支度	見積書等	必要経費の見積書等	
⑬ 一般福祉	見積書等	必要経費の見積書等	
緊急小口資金	(共通) 健康保険証又は運転免許証の写し及び住民票の写し ① 医療機関、介護事業者が発行する請求書 ② 被害届受理証明 ③ 「⑨ 福祉費・災害援護」に同じ		

教育資金が必要な方へ

貸付対象

学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費を必要とする低所得世帯

※教育支援費は、日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金などの他制度の借入を優先し、それらの借入ができるまでの「つなぎ資金」としてお貸しします。この「つなぎ資金」を申請された方は、上記他制度の資金についても借入の申込手続を行ってください。

「つなぎ資金」を借入後、上記資金を申請したものの借入できなかった場合は、「不採用証明書」を添付し、継続交付申請を行うことで、残りの在学期間中の教育支援費を借入することができます。

資金の種類

教育支援費：高校、大学又は高専に修学するために必要な経費（授業料など）をお貸しします。

就学支度費：高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費（入学金など）をお貸しします。

貸付限度額

教育支援費 下表のとおりとなります。

（※高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含みます）

学校種別等			貸付限度金額（月額）	
			自宅	自宅外
高等学校	国公立	1年～3年	18,000円	23,000円
	私立	1年～3年	30,000円	35,000円
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000円	22,500円
		4年～5年	44,000円	50,000円
	私立	1年～3年	32,000円	35,000円
		4年～5年	52,000円	59,000円

学校種別等			貸付限度金額（月額）	
			自宅	自宅外
短期大学	国公立	1年～2年	45,000円	51,000円
	私立	1年～2年	53,000円	60,000円
大学	国公立	1年～2年	45,000円	51,000円
		3年～4年	44,000円	50,000円
	私立	1年～2年	54,000円	64,000円
		3年～4年	53,000円	63,000円

就学支度費：50万円以内

据置期間

教育支援費：つなぎ資金は1ヵ月、それ以外は卒業後3ヵ月以内

就学支度費：卒業後3ヵ月以内

貸付金利率

教育支援費：無利子

就学支度費：無利子

貸付金の償還

教育支援費：つなぎ資金は一括償還、それ以外は貸付期間の3倍以内

就学支度費：8年以内

申込に必要な書類

○世帯状況別の必要書類

全申込者共通	証明書等	借入申込者世帯全員の収入証明、連帯借入及び連帯保証申込者の収入証明等 (例) 雇用主発行の「源泉徴収票」、市町村発行の「府・市町村民税課税証明書」
	意見書等	民生委員調査意見書等
保護世帯	意見書等	府広域振興局保健所長又は福祉事務所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書などの窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

○資金種類別の必要書類

教育支援費 就学支度費	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書（写）継続交付申請をする場合は、日本学生支援機構等の奨学金不採用証明書（所定用紙）
	意見書等	必要経費の見積書（学校発行のパンフレット等）

貸付金の償還（ご返済）

1 償還方法

- ①借受人の自覚と計画性をもって償還していただくことが大切です。本貸付事業は、償還金を次の新たな貸付原資として、より多くの人々が繰り返し活用することで成り立っています。
- ②**口座振替による償還が原則となります。**貸付決定時に「生活福祉資金償還金預金口座振替申請書」を提出していただくことになります。
- ③口座振替日は、毎月20日です。（休日の場合は翌営業日）
- ④残高不足などで口座振替不能になった場合、指定の「払込取扱票」（京都銀行・ゆうちょ銀行・京都北都信用金庫での振り込みは手数料無料）がありますので市区町村社協にお尋ねください。（償還金の収納年月日は京都府社協指定の金融機関口座への入金日〔着金原則〕となります。）
- ⑤償還開始月の3ヵ月前に「償還開始のお知らせをしますので、償還の準備をしてください。

2 繰上償還

償還金は、計画より早く繰り上げて償還することができます。繰上償還を希望される場合は窓口でご相談ください。「繰上償還申請書」の提出など手続きが必要となります。
「繰上償還申請書」の提出がないまま、計画より多く償還されても利子は免除されませんのでご注意ください。この場合は、過納金の取扱いとなり、翌月又はそれ以降の償還金（元利）として充当することとなります。

3 償還についての主なお知らせ

本制度は、資金の貸付けと、その貸付けを受けた方に対する民生委員の相談支援により効果的な運営が図られるものです。

下記のお知らせについては、民生委員を通じてお渡しします。（総合支援資金は除く）

償還開始のお知らせ	償還開始月の3ヵ月前
残額のお知らせ	年4回（5月、8月、11月、2月）
償還金払込取扱票	年4回（5月、8月、11月、2月）
滞納者に対する償還督促 ～（連帯）借受人・連帯保証人宛～	年2回（5月、11月）
最終償還期限到来のお知らせ	最終償還期限の6ヵ月前

4 変更があったときの届出（異動届の提出）※厳守事項

借受人、連帯借受人、又は連帯保証人に次の事情が生じたときは、すみやかに民生委員、市区町村社協に届出をしてください。

- ①住所、連絡先（電話番号等）を変更したとき
- ②改名、改姓をしたとき（戸籍謄本、除籍謄本等を添付）
- ③死亡又は所在不明になったとき（債務を引受、代行する人の氏名、住所等連絡先）
- ④天災、火災その他重大な災害を受けたとき
- ⑤病気・療養中であるとき
- ⑥破産申立中、破産手続開始決定・免責決定を受けたとき、任意整理、特定調停、民事再生手続中であるとき
- ⑦生活保護を受給することとなったとき
- ⑧事業をやめたとき

5 延滞利子

最終償還期限までに償還金を支払わなかったときは、翌日から延滞元金につき年10.75%の率で延滞利子がつきます。最終償還期限の6ヵ月前に「最終償還期限到来のお知らせ」をお届けしますので、期限に遅れないように償還してください。

6 償還完了

貸付金の償還を完了したときは、原則として市区町村社協を経由して完了通知とともに借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書をお返しします。

7 貸付金の一括償還

①貸付金を他に流用したとき、②虚偽・不正な手段で貸付を受けたとき、③故意に貸付金の償還を怠ったとき、その他お約束ごとを守っていただけない場合は、一括償還を求めることがあります。

償還が困難なとき

天災その他やむを得ない事情で、償還が著しく困難と認められたときは、所定の手続、審査により償還を一時猶予したり、延滞利子などを免除することができる場合があります。

困ったこと、わからないことなどがありましたら、担当の民生委員や窓口でご相談ください。

資金の種類			貸付利率	貸付対象世帯			
				低所得	障害者	高齢者	生活保護
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活費	連帯保証人をたてる方：無利子 連帯保証人がいない方：年1.5%	4 P 参照			—
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費					
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用					

福祉資金 (福祉費)	①生業	生業を営むために必要な経費	連帯保証人をたてる方：無利子 連帯保証人がいない方：年1.5%	●	●	●	●
	②技能習得	技能習得に必要な経費（技能習得経費） 技能習得期間中の生計維持の費用（生計費） 就学支度に必要な経費（就学支度費）		●	●	●	●
	③住宅	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		●	●	●	●
	④福祉用具購入	福祉用具等の購入に必要な経費			●	●	●
	⑤障害者自動車購入	障害者用自動車の購入に必要な経費			●		●
	⑥中国残留邦人年金追納	中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		●	●	●	●
	⑦療養	負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑧介護等	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑨災害援護	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		●	●	●	●
	⑩冠婚葬祭	冠婚葬祭に必要な経費		●	●	●	●
	⑪転宅	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		●	●	●	●
	⑫支度	就職、技能習得等の支度に必要な経費		●	●	●	●
⑬一般福祉	その他日常生活上一時的に必要な経費等	●	●	●	●		
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要な少額の資金	無利子	●	●	●	

教育支援資金	教育支援費	高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	無利子	●			●
	就学支度費	高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費		●			●

一般不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、現在暮らしている自己所有の居住用不動産（土地・家屋）を担保として生活資金を貸し付ける資金	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	低所得の高齢者世帯
--------------	---	--------------------------	-----------

※ 上記の貸付条件については、厳格な審査により特別基準を設けることができます場合があります。窓口でご相談ください。

貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
月額：20万円以内 (単身世帯は15万円以内)	3ヵ月以内	10年以内	貸付期間は当初6ヵ月以内
40万円以内		3年以内	
60万円以内 (単身世帯は35万円以内)		5年以内	

460万円以内	3ヵ月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先となります。
技能習得経費：月額12万円以内 生計費：月額15万円以内 就学支度費：50万円以内		8年以内	生計費(月額15万円以内)の貸付は、技能習得経費(月額12万円以内)を含む上限額となります。
250万円以内		7年以内	
170万円以内		8年以内	生活保護世帯の場合、同一世帯の障害者又は日常生活上介護を要する高齢者のための貸付であること、生活保護費以外に収入があることが条件です。
250万円以内		8年以内	自動車は1600cc(ディーゼル車は1800cc)以内、付属品、登録諸費等を含む購入額は250万円以内です。買替えの場合は8年以上経過していることが必要です。
513.6万円以内		10年以内	
170万円以内 (療養期間が1年以内)		5年以内	「療養期間が1年を超え1年6ヵ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
170万円以内 (介護サービス期間が1年以内)		5年以内	「介護サービス、障害者福祉サービス受給期間が1年を超え1年6ヵ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
150万円以内 400万円以内(住宅改修のとき)		7年以内 14年以内(住宅)	
50万円以内		3年以内	△車検・修理・車庫等の維持に必要な経費については、障害者の自動車に限り貸付対象となります。
10万円以内	2ヵ月以内	8ヵ月以内	

8P参照	つなぎ資金 1ヵ月以内 つなぎ資金以外 3ヵ月以内	つなぎ資金 ・一括償還 つなぎ資金以外 ・貸付期間の 3倍以内	日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金等の借入ができる場合は、そちらが優先となります。学校種別、国公私立、学年別、自宅(外)進学などにより貸付限度額が定められています。
50万円以内	3ヵ月以内	8年以内	就学支度費の申し込みは入学年4月末までです。

土地評価額の70% 月額：30万円以内 (貸付月額の算定ルールあり)	3ヵ月以内	一括償還 ・借受人死亡時 ・契約解約時	貸付対象には一定の要件があります。別途パンフレットがありますので詳細は京都府社協又は市区町村社協までおたずねください。
--	-------	---------------------------	---

京都府・市区町村社会福祉協議会（相談窓口）一覽

社協名	郵便番号	社協所在地	電話
北 京 都 府	区 603-8143	北区小山上総町	075-441-1900
上 京 都 府	区 602-8247	上京区葎屋町通中立売下ル北俵町 317	075-432-9535
左 京 都 府	区 606-8103	左京区高野西開町 5	京都市左京合同福祉センター内 075-723-5666
中 京 都 府	区 604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町 121-2	中京区地域福祉センター内 075-822-1011
東 山 科 都 府	区 605-0863	東山区五条通大和路東入ル 5 丁目梅林町 576-5	「やすらぎ・ふれあい館」内 075-551-4849
山 科 都 府	区 607-8344	山科区西野大手先町 2-1	京都市山科総合福祉会館内 075-593-1294
下 京 都 府	区 600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町 292	京都市下京総合福祉センター内 075-361-1881
南 京 都 府	区 601-8321	南区吉祥院西定成町 32	京都市南老人福祉センター内 075-671-0709
右 京 都 府	区 616-8105	右京区太秦森ヶ前町 22-3	右京合同福祉センター内 075-865-1150
西 京 都 府	区 615-8083	西京区桂良町 23-4	075-394-5711
伏見 京 都 府	区 612-8318	伏見区紙子屋町 544	京都市伏見社会福祉総合センター内 075-604-6541
伏見区・醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町 30-1 パセオダイゴロー西館	京都市醍醐老人福祉センター内 075-575-2070
福 知 山 市	620-0035	福知山市字内記 10 番地の 18	福知山市総合福祉会館内 0773-23-3573
舞 鶴 市	625-0087	舞鶴市字余部下 1167	舞鶴市中総合会館内 0773-62-7044
綾 部 市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷 5-1	綾部市福祉ホール内 0773-43-2881
宇 治 市	611-0021	宇治市宇治琵琶 45	宇治市総合福祉会館内 0774-22-5650
宮 津 市	626-0041	宮津市字鶴賀 2085	宮津市福祉センター内 0772-22-2090
亀 岡 市	621-0806	亀岡市余部町樋又 61-1	ガレリアかめおかふれあいプラザ内 0771-23-6711
城 陽 市	610-0121	城陽市寺田東ノ口 17	城陽市立福祉センター内 0774-56-0909
向 日 市	617-0002	向日市寺戸町西野辺 1-7	向日市福祉会館内 075-932-1960
長 岡 京 市	617-0833	長岡京市神足 2 丁目 3 番 1 号	長岡京市総合生活支援センター 050-7105-8508
八 幡 市	614-8022	八幡市八幡東浦 5 番地	八幡市立福祉会館内 075-983-4450
京 田 辺 市	610-0332	京田辺市興戸犬伏 5-8	京田辺市社会福祉センター内 0774-62-2222
京 丹 後 市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷 3450	京丹後市弥栄庁舎内 0772-65-2100
南 丹 市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地	0771-72-3220
木 津 川 市	619-0214	木津川市木津川端 19	老人福祉センター内 0774-71-9559
大 山 崎 町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々 10-2	福祉センター「なごみの郷」内 075-957-4100
久 御 山 町	613-0043	久御山町大字島田小字ミスノ 11	地域福祉センター「さつき苑」内 075-631-0022
井 手 町	610-0302	井手町大字井手小字東前田 23 番地	老人福祉センター「玉泉苑」内 0774-82-3499
宇 治 田 原 町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇 2	老人福祉センター「やすらぎ荘」内 0774-88-3294
笠 置 町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通 90-1	老人福祉センター内 0743-95-2750
和 束 町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水 15	社会福祉センター内 0774-78-3312
精 華 町	619-0243	精華町大字南稻八妻小字砂留 22-1	地域福祉センター「かしのき苑」内 0774-94-4573
南 山 城 村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉 4	南山城村保健福祉センター内 0743-93-1201
京 丹 波 町	622-0311	京丹波町和田田中 6-1	瑞穂保健福祉センター内 0771-86-1440
伊 根 町	626-0413	伊根町字泊 1 伊根町字泊 1	伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内 0772-32-0176
与 謝 野 町	629-2311	与謝野町字幾地 908	野田川老人憩の家 0772-43-0294
支 所	620-1442	福知山市三和町千束 375 番地	東部保健福祉センター内 0773-58-3713
支 所	629-1322	福知山市夜久野町平野 1030 番地	ふれあいの里福祉センター内 0773-38-9000
支 所	620-0305	福知山市大江町波美 235 番地	老人福祉センター舟越会館内 0773-56-0224
支 所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷 691	0772-62-4128
支 所	629-2501	京丹後市大宮町口大野 140	京丹後市大宮福祉会館内 0772-64-2037
支 所	629-3101	京丹後市網野町網野 385-1	京丹後市網野健康福祉センター内 0772-72-0797
支 所	627-0201	京丹後市丹後町間人 545-1	京丹後市丹後老人福祉センター内 0772-75-0808
支 所	629-3405	京丹後市久美浜町 814	京丹後市久美浜庁舎内 0772-82-0008
支 所	622-0014	南丹市園部町上本町南 2 番地 22	南丹市園部公民館内 0771-62-4125
支 所	629-0134	南丹市八木町西田山崎 17 番地	南丹市八木デイサービスセンター内 0771-42-5480
支 所	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内 6 番地 4	0771-72-0947
支 所	601-0751	南丹市美山町安掛下 8 番地	南丹市美山保健福祉センター内 0771-75-0020
支 所	619-0204	木津川市山城町上粕北の場 12-1	山城福祉センター内 0774-86-4151
支 所	619-0214	木津川市木津川端 19 番地	木津老人福祉センター内 0774-72-5532
支 所	619-1127	木津川市南加茂台 6 丁目 3 番地	加茂ふれあいセンター内 0774-76-4338
支 所	622-0213	京丹波町須知鍋倉 1 番地 1	丹波福祉センター内 0771-82-0126
支 所	622-0311	京丹波町和田田中 6 番地 1	京丹波町瑞穂保健福祉センター内 0771-86-1440
支 所	629-1121	京丹波町本庄今福 13	高齢者コミュニティセンター内 0771-84-1833
支 所	629-2403	与謝野町字加悦 716 番地	加悦社会福祉センター内 0772-42-7553
支 所	629-2262	与謝野町字岩滝 2272 番地 1	岩滝ふれあいセンター内 0772-46-5556
支 所	629-2311	与謝野町字幾地 908 番地	野田川老人憩の家内 0772-43-0294
京 都 市	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町 83-1	「ひと・まち交流館 京都」内 075-354-8734
京 都 府	604-0874	中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375	京都府立総合社会福祉会館内 5 階 075-252-6293